

釧路市汚水排除量認定要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、釧路市下水道条例（平成17年釧路市条例第287号。以下「条例」という。）第15条第4項第3号の規定による公共下水道に排除する汚水の量の認定（以下「汚水排除量認定」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（汚水排除量認定の基準）

第2条 汚水排除量認定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 製氷業その他の営業に伴い1か月に使用する水の量（以下「使用水量」という。）に対する当該月の減水量（使用水量のうち、公共下水道に排除しない水の量をいう。以下同じ。）の割合が、5パーセント以上である場合

(2) 1か月の減水量が、25立方メートル以上である場合

（汚水排除量認定に係る計量方法等）

第3条 汚水排除量認定は、汚水排除量認定を受けようとする公共下水道の使用者（以下「汚水排除量認定希望者」という。）が設置する計量器によって計量する減水量を使用水量から減じて得た水量について行うものとする。

2 前項に規定する減水量を計量する計量器は、次の各号のいずれにも該当するものであって、適正な汚水排除量認定に支障がないと釧路市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が認めたもの（以下「認定減水量計量器」という。）でなければならない。

(1) 計量法（平成4年法律第51号）第16条第1項第3号に規定する検定証印等が付された水道メーターであって、検定証印等の有効期間を経過していないものであること。

(2) 汚水排除量認定希望者がその営業に伴い使用する水のうち公共下水道

に排除しない水に係る設備、機器等の直近上流部で、管理者が適当と認める箇所に設置するものであること。

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、管理者が特に認めたときは、污水排除量認定は、污水排除量認定希望者が設置する計量器によって計量する污水排除量（污水排除量認定希望者がその営業に伴い使用する水のうち、公共下水道に排除する水の量をいう。以下同じ。）について行うものとする。

2 前項に規定する污水排除量を計量する計量器は、次の各号のいずれにも該当するものであって、適正な污水排除量認定に支障がないと管理者が認めたもの（以下「認定污水排除量計量器」という。）でなければならない。

(1) 届出製造事業者（計量法第40条第1項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）が製造した電磁式排水流量計であって計量が適正であると管理者が認めたもの又は届出製造事業者が製造した排水流量計であって管理者が必要と認める性能試験（管理者が指定する釧路市上下水道部の職員の立会いの下で、污水排除量認定希望者の費用により実施する排水流量計の計量の性能に係る試験をいう。）の結果、計量が適正であると管理者が認めたものであること。

(2) 届出製造事業者が指定する使用期限（取替えの時期、耐用年数その他の計量器の使用に係る期限をいう。）を経過していないもの（使用の期間が8年を超えるものにあつては、管理者が特に認めたものに限る。）であること。

(3) 当該計量器の計量の機能を妨げるおそれのある物による影響を受けないための措置その他の計量の機能を確保するための措置又は計量の機能が確保されていることを証明するための措置が、当該計量器の性能、設置方法等に応じ、十分に講じられていること。

(4) 污水排除量認定希望者又は当該計量器を管理若しくは運用するものに当該計量器の設定の変更等を行わせることができないような措置が、十分に講じられていること。

(5) 汚水排除量認定希望者がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水に係る排水系統の最下流部で、管理者が適当と認める箇所に設置するものであること。

3 汚水排除量認定希望者は、管理者が特に必要がないと認める場合を除き、毎使用月、認定汚水排除量計量器により計量した汚水排除量に係る申告書を管理者に提出するときは、当該月における毎日の汚水排除量の記録を併せて提出しなければならないものとし、管理者は、汚水排除量認定希望者が毎日の汚水排除量の記録を提出しないときは、汚水排除量認定を行わないことができる。

4 汚水排除量認定希望者は、認定汚水排除量計量器のうち定期検査が必要であると管理者が認めるものについて、毎年度管理者が指定する期日において、管理者が必要と認める検査を受けなければならない。

(認定減水量計量器及び認定汚水排除量計量器に係る認定の申請等)

第5条 前条第1項の規定による認定を受けようとする汚水排除量認定希望者は、同条第2項の規定による認定に係る計量器を設置する前に、管理者に申し出て、計量器の種類、設置方法等について協議しなければならない。

2 第3条第2項の規定による認定減水量計量器に係る認定又は前条第2項の規定による認定汚水排除量計量器に係る認定を受けようとする汚水排除量認定希望者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 計量器を設置する施設の周辺地図

(2) 計量器を設置する施設の平面図

(3) 計量器及び公共下水道に排除しない水に係る設備、機器等の配置図

(4) 給排水系統を明らかにした給排水管系統図

(5) 計量器の仕様書

(6) 使用水量の実績又は予定を明らかにした書類

(7) その他管理者が必要と認める書類

3 管理者は、前項の規定により提出された申請書等の内容その他必要な事

項の審査及び現地調査を行い、認定減水量計量器又は認定汚水排除量計量器に係る認定をしたときは、当該認定の申請をした汚水排除量認定希望者に通知するものとする。

(変更等又は計量困難時の届出)

第6条 汚水排除量認定希望者は、前条第2項の規定により提出した申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするとき、又は認定減水量計量器若しくは認定汚水排除量計量器（以下「認定計量器」という。）による減水量若しくは汚水排除量の計量を休止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

2 汚水排除量認定希望者は、認定計量器の故障等により、減水量又は汚水排除量の計量が困難となったときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(立入検査等)

第7条 汚水排除量認定希望者は、管理者が適正な汚水排除量認定のために必要があると認めるときは、管理者が指定する釧路市上下水道部の職員を汚水排除量認定に係る施設等に立ち入らせ、又は汚水排除量認定に必要な書類を管理者に提出し、検査等を受けなければならない。

(認定計量器に係る認定の取消し)

第8条 管理者は、認定計量器が次の第1号から第4号までのいずれかに該当し、又は汚水排除量認定希望者が次の第5号若しくは第6号のいずれかに該当し、適正な汚水排除量認定を行うことが困難であると認めるときは、認定計量器に係る認定を取り消すことができる。

(1) 第3条第2項又は第4条第2項に規定する認定の基準を満たさないと管理者が認めたとき。

(2) 第5条第2項の規定により提出した申請書及び添付書類に記載した事項に変更があったとき。

(3) 虚偽の申請により認定を受けたものであるとき。

(4) 計量値が適正でないと管理者が認めたとき。

(5) 第4条第4項に規定する認定汚水排除量計量器に係る検査又は前条の規定による立入検査若しくは書類の提出を正当な理由なく拒んだとき。

(6) その他管理者の指示に従わないとき。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、汚水排除量認定に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月 日から施行するものとする。

(経過措置)

2 この要領の施行の日前にした汚水排除量認定に係る計量器による計量に基づく汚水排除量認定については、なお従前の例による。